



**「競争的な水素サプライチェーン構築に向けた技術開発事業  
／総合調査研究  
／水素ステーションにおける合理的な日常点検実施に向けた  
ガイドライン策定調査」の公募説明会**

**2026年6月10日**

**国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
水素・アンモニア部  
大規模水素利用ユニット 水素SCチーム**

1. 事業概要
  2. 調査内容
  3. 応募要件
  4. 公募関連資料
  5. 提出期限及び提出先
  6. 提案書類
  7. 審査基準
  8. 採択先の公表及び通知
  9. 審査の流れ
  10. 留意事項
  11. 問い合わせ先
- Q & A



## 競争的な水素サプライチェーン構築に向けた技術開発事業（2023～2027年度）

水素サプライチェーン構築に際して、安定的で安価な水素の供給基盤を確保するため、水素を製造・貯蔵・輸送・利用するための設備や機器、システム等（貯蔵タンク、充填ホース、計量システム等）の更なる高度化・低コスト化・多様化につながる技術開発等を行うとともに、規制改革実施計画等に基づき、規制の整備や合理化、国際標準化のために必要な研究開発等を行う。

### 5つの研究開発項目

研究開発項目I : 「大規模水素サプライチェーンの構築に係る技術開発」

研究開発項目II : 「需要地水素サプライチェーンの構築に係る技術開発」

研究開発項目III : 「水素ステーションの低コスト化・高度化に係る技術開発」

研究開発項目IV : 「共通基盤整備に係る技術開発」

**研究開発項目V : 「総合調査研究」**

### （イ）水素製造・輸送・貯蔵・利用等に関する調査研究（委託事業）

水素社会の実現に向け、競争的な水素サプライチェーンの構築に資する水素製造・輸送・貯蔵・利用等に関する調査・研究を行う。

## 研究開発項目Ⅴ 総合調査研究（イ）水素製造・輸送・貯蔵・利用等に関する調査研究 「水素ステーションにおける合理的な日常点検実施に向けたガイドライン策定調査」

### 調査の目的・内容：

NEDOでは2024年度に、「水素ステーションにおける保安体制の合理化に向けた基礎検討調査」を実施しましたが、水素ステーションの日常点検における点検項目・頻度・方法が多様化しており、設備様態に応じた適正化・合理化が進んでいない状況であることからさらなる調査が必要となっています。

本調査では、現行の日常点検の実態を体系的に整理し、2025年4月に改正された一般高圧ガス保安規則第6条第2項第4号の趣旨を踏まえた、適正かつ合理的な日常点検方法を検討・一般化し、その結果をもとに例示基準改正に資するガイドライン案を作成することを目的とし、実務的かつ安全性を損なわない日常点検のあり方を示すものとします。

なお、本調査については、事業の初期段階から水素保安にかかる関係機関・団体及び学識経験者が参加し、安全基準の合理化・適正化、または新たな安全基準等を創出するに当たって必要となる科学的データを特定することとなります。

実施期間・予算規模は以下の通りです。

**事業期間：**NEDOが指定する日から2027年3月31日まで

**予算額：**2,000万円以内

\* 当該予算の必要性は厳格に審査します。

\* 採択審査の結果等により提案額から減額することを条件として付して採択候補とすることがあります。

調査内容は以下項目とする（詳細は仕様書参照）。

- (1) 現状の日常点検内容の整理及び類型化
- (2) 日常点検の適正化・合理化の検討
- (3) リスク評価の実施
- (4) 例示基準改正に資する日常点検ガイドライン案の作成

本事業への応募資格のある法人は、次の(1)～(4)までの条件を満たす、単独又は複数で受託を希望する企業等とします。

- (1)当該技術又は関連技術についての調査実績を有し、かつ、調査目標達成及び調査計画遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- (2)委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤、資金及び設備等の十分な管理能力を有し、かつ情報管理体制等を有していること。
- (3)NEDOが事業を推進する上で必要とする措置を、委託契約に基づき適切に遂行できる体制を有していること。
- (4)水素保安にかかる関係機関・団体及び学識経験者が本事業に参加し、安全基準の合理化・適正化、または新たな安全基準等の創出に必要な科学的データを取得するとともに、これらの検討を可能とする体制を構築すること。

- 基本計画
- 公募要領
- 仕様書
- 別添：提出書類チェックリスト
- 別添1：提案書
- 別添2：提案者情報
- 別添3：ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況
- 別添4：NEDO事業遂行上に係る情報管理体制の確認票及び対応エビデンス

# 5. 提出期限及び提出先

公募要領 3.



- 提案書等の提出書類を準備し、以下の提出期限までに電子申請システム「Jグランツ」上で申請してください。なお、持参、郵送、FAX又はE-mail等による提出は原則受け付けません。ただし、NEDOから別途指示があった場合は、この限りではありません。

**【提出期限】 2026年6月19日（金） 正午**

提出先：Jグランツ

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDZXgMAP?wfid=a0XJ2000006pDqQMAU>

- 電子申請システム「Jグランツ」上で、**必要項目を入力、提出書類をアップロードして申請。**
- 複数法人による**共同提案を行う場合**は、代表法人が提出書類を取りまとめの上、**代表法人が申請**。代表法人以外の法人のJグランツ上の申請は不要です。
- **Jグランツでの申請**には、事前にGビズIDの「**GビズIDプライムアカウント**」又は「**GビズIDメンバーアカウント**」が必要。
- Jグランツで申請操作完了後、システムから自動送信メールが届きます。申請内容や提出書類に不備がある場合は、修正等の対応をお願いする場合がありますので、NEDO担当者の指示に従ってください。

Jグランツでの応募受付については、下記をご参照ください

[https://www.nedo.go.jp/koubo/ZZAN\\_100061.html](https://www.nedo.go.jp/koubo/ZZAN_100061.html)

## 提出にあたっての留意事項

- 提出書類は日本語で作成してください。
- 「応募要件」を満たさない者の提出書類又は不備がある提出書類は受理できません。
- 提出書類に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。受理後であっても、応募要件の不備が発覚した場合は、無効となる場合があります。
- 再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。
- Jグランツ上の申請は提出期限を厳守ください。提出期限までに申請完了できなかった場合は、応募は受け付けできませんので、余裕をもって提出してください。
- 万が一、応募者の責に依らない理由（例：組織形態上、GビズIDの取得がそもそも不可でJグランツが利用できない、Jグランツ等の外部システムの障害発生により申請ができない等）により、提出期限までにJグランツ上の申請が困難な場合には、提出期限前までに必ずNEDO担当者まで連絡し、NEDO担当者の指示に従ってください。
- Jグランツ上にアップロードするファイルは提出書類毎に作成し、一つのZipファイルにまとめてください。なお、アップロードするファイルにはパスワードを付けないでください。
- アップロードされたファイルにおいて、ウイルス検知またはその疑い等があると当機構が判断した場合は、調査のため第三者へファイルの提供を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 提出書類は「別紙：提出書類チェックリスト」に掲載されている順に、番号をファイル名の先頭に「半角数字」として付してください。（例）1\_提案書 5\_直近の事業報告書

## 採択審査の基準

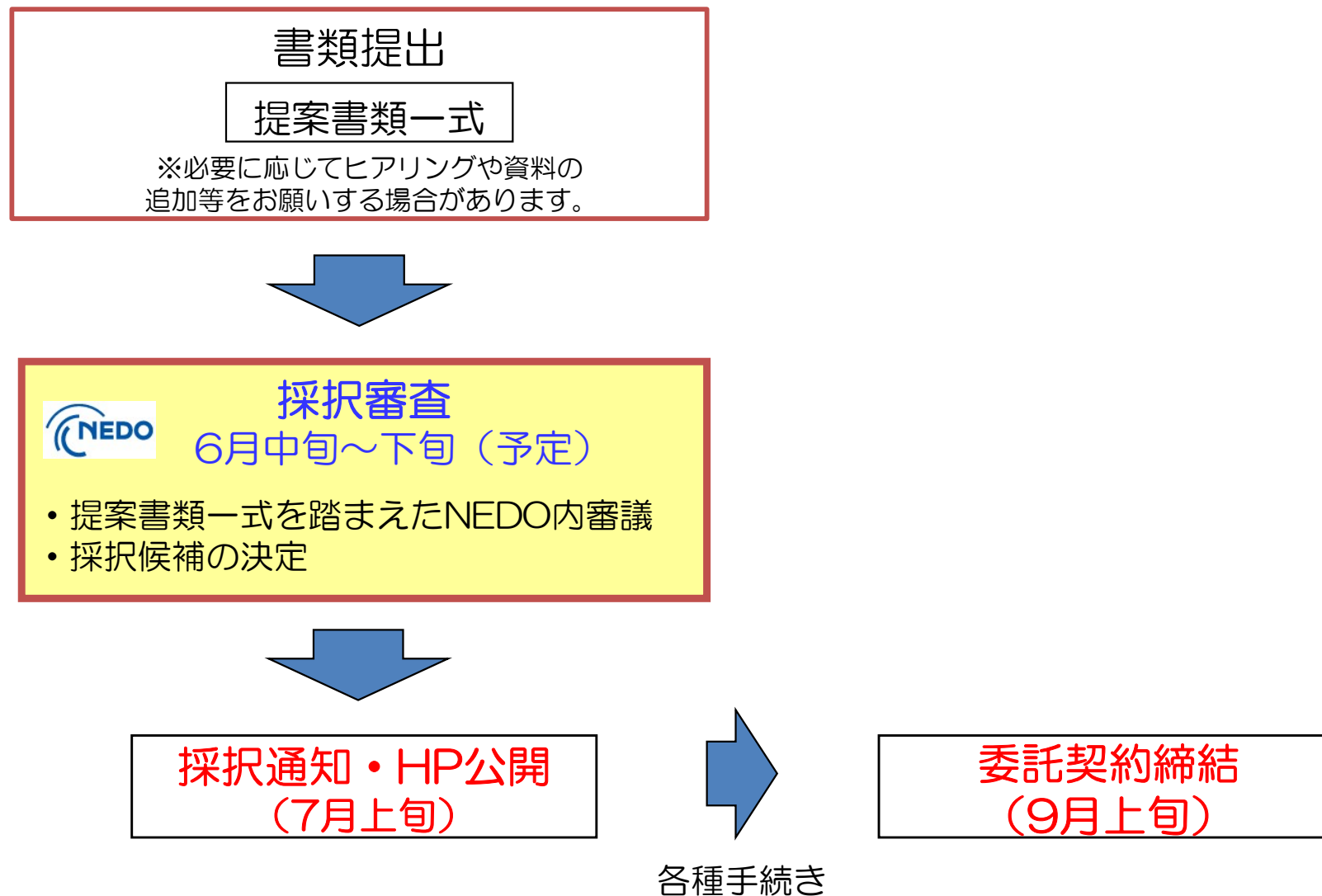
- i. 提案の適合性  
(NEDOの意図に合致しているか)
- ii. 提案の具体性・優位性  
(提案に具体性があるか、スケジュールが効率的か、提案に優位性があるか等)
- iii. 実施体制・能力  
(役割分担が明確で適切な遂行体制か、必要な実績や人員を有するか等)
- iv. 提案の経済性  
(予算の範囲内で適切に計上し、妥当な予算規模か等)
- v. 経営基盤  
(経営状況は良好か等)
- vi. 総合評価

## a. 採択結果の公表等

- 採択した案件に関しては、事業者名（再委託先・共同実施先含む）、事業概要をNEDOのウェブサイト等で公表します。
- 不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

## b. 附帯条件

- 採択に当たって条件（予算や体制の変更、経費の支払方法等）を付す場合があります。



委託先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめ御了承ください。

# 10. 留意事項（契約手続き）

公募要領 別紙.



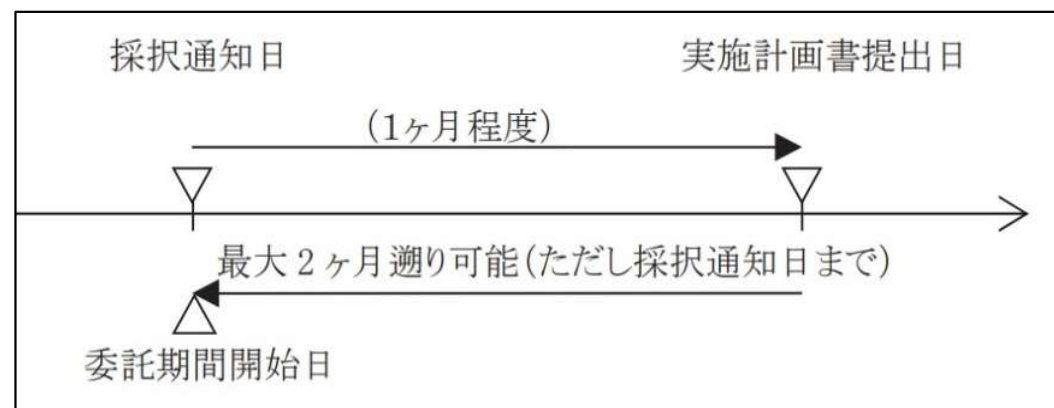
7月上旬（予定）	：	採択通知（契約手続き開始）、採択先公表
9月上旬（予定）	：	契約完了

## 【契約及び委託業務の事務処理等について】

- 新規に調査委託契約を締結するときは、最新の調査委託契約約款を適用。  
約款・様式：<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>
- 委託業務の事務処理は、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づき実施。  
マニュアル：<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>
- 委託業務事務処理やプロジェクトマネジメントに関する一連の手続きについては、NEDOが運用する「NEDOプロジェクトマネジメントシステム」の利用が必須。

## 【調査開始時期について】

NEDOが受理した実施計画書の提出日から、最大で2ヶ月前の日（実施計画書の提出日が採択通知日から2ヶ月以内の場合は、採択通知日）まで、委託期間開始日を遡ることが可能。



※再委託先等との契約は原則としてNEDOと委託先との契約締結日以降に締結のこと。

# 10. 留意事項



以下は、本事業の進め方で留意すべき点を示す。

## (再委託)

- ✓ 受託者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。
- ✓ ただし、委託業務の一部について、再委託することを実施計画書に定め、NEDOが認めた場合はこの限りでない。また、再委託の額は、原則として契約金額の50%未満とする。  
※再委託と外注との違いは、研究開発要素が含まれているかどうか（外注：委託業務の中で、データ分析等の請負業務を仕様書に基づいて委託先に行わせること（研究開発要素無し））

## (委託業務の実施に要する経費の支出)

- ✓ 受託者は、委託業務の実施に要する経費を実施計画書の積算に記載された項目に従って支出しなければならない。
- ✓ 実施計画書が変更されたときは、変更された実施計画書の積算に記載された項目に従って支出しなければならない。

## (帳簿等の整備)

- ✓ 受託者は、委託業務の実施に要する経費に関し専用の帳簿を備え、支出額を明確に記載しておかなければならない。

## (その他)

- ✓ ヒアリング等の情報収集を実施の際に海外渡航を行う場合は、実施事業者も含めて、NEDOが承認した渡航者とする。
- ✓ 事業の実施にあたってはNEDOとの緊密な連携のもとで行うこと。

# 1 1. 問い合わせ先



公募説明会以降のお問い合わせは、2026年6月16日（火）まで  
下記宛先にメールにてお願いします。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

水素・アンモニア部 神例、入佐、深澤

E-Mail : [suiso\\_sc@ml.nedo.go.jp](mailto:suiso_sc@ml.nedo.go.jp)

※ 審査の経過等に関する問合せには応じられません。



**ご応募をお待ちしております。**